

盗聴法（通信傍受法）に関するアンケートへの回答

日本共産党

三重4区

中川仁美子

Q1, アンケートご回答者について

政党または団体名と、ご回答いただいた担当者名・役職をご記入下さい。

(日本共産党 政策委員会 選挙アンケート係)

日本共産党

Q2, 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律、盗聴法（通信傍受法）について、どの程度知っていますか。

1.よく知っている 2.ある程度は知っている

3.聞いたことはある 4.知らない

5.その他 ( )

Q3, 現在施行されている盗聴法（通信傍受法）について賛成ですか、それとも反対ですか。

1.賛成 2.どちらかといえば賛成

3.反対 4.どちらかといえば反対

5.その他 ( )

6.分からない

Q4, 問3で、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答された方にのみお聞きします。

その理由を教えてください。(複数回答可)

1.犯罪の摘発に役立つから 2.犯罪の抑止力になるから

3.欧米各国にある制度だから 4.国防を含めた治安維持に役立つから

5.インターネット規制に役立つから 6.反政府的な思想を取り締まれるから

7.暴力団など、組織犯罪対策に有効だから 8.国際組織犯罪に有効だから

9.その他 ( )

10.分からない

Q5, 問3で、「反対」「どちらかといえば反対」と回答された方にのみお聞きします。

その理由を教えてください。(複数回答可)

1.犯罪に関係がない通信も聞かれる恐れがあるから

2.犯罪の摘発に役立たないから

3.警察などに監視される恐れがあるから

4.令状を出す裁判所のチェック機能に疑問があるから

5.インターネットが規制されるから

6.反政府的な思想が取り締まられるから

- 7.暴力団など、組織犯罪対策に有効でないから      8.国際組織犯罪に有効ではないから  
9.その他 ( )  
10.分からない

Q 6, 盗聴法 (通信傍受法) について、普段どう呼んでいますか。

1.盗聴法

2.通信傍受法

3.組織犯罪対策法

- 4.犯罪捜査のための通信傍受に関する法律      5.秘聴法  
6.傍聴法      7.自由盗聴法  
8.その他 ( )      9.特に決めていない  
10.分からない

Q 7, 盗聴法 (通信傍受法) について、組織犯罪対策に効果があったと思いますか。それとも、なかったと思いますか。

- 1.適正な効果があった      2.効果はあったが、十分ではなかった

3.効果はないが、他の犯罪に効果があった

4.全く効果はなかった

- 5.その他 ( )  
6.分からない

Q 8, 盗聴法 (通信傍受法) はインターネット (Web・SNS・電子メールなど)、コンピュータ通信が対象に含まれています。このことは、コンピュータ通信にとって、よい影響があったと思いますか。それとも、悪い影響があったと思いますか。

- 1.よい影響があった      2.どちらかといえば、よい影響があった

3.どちらかといえば、悪い影響があった

4.悪い影響があった

- 5.どちらの影響もなかった  
6.その他 ( )  
7.分からない

Q 9, 盗聴法 (通信傍受法) 第一条には「数人の共謀によって実行される」組織犯罪対策の法律とありますが、数人とは二人以上を指します (衆議院法務委員会(1999[平成 11]年 5 月 21 日)・

法務省の松尾邦弘刑事局長答弁)。このことはご存じですか。

- 1.知っている  2.知らない

Q10, 2016[平成 28]年の改正で追加された盗聴法（通信傍受法）第二条の4 以下及び第二十条以下では、

通信の暗号・復号と一時的保存の規定が追加されました。

これは盗聴（傍受）対象者が使用する通話・コンピュータ通信の内容を一括して記録し、また通信業者より警察施設に盗聴（傍受）内容を電送し、警察施設での復号・閲覧を可能にするものです。このことはご存じですか。

- 1.知っている  2.知らない

Q11, 盗聴法（通信傍受法）は日本國憲法上、合憲と思いますか。それとも、違憲と思いますか。

- 1.合憲  2.違憲  3.どちらとも言えない

4.その他（ ）

5.分からない

Q12, 憲法二十一条にある通信の秘密不可侵についておたずねします。この規定は維持すべきでしょうか、それとも改変すべきでしょうか。

- 1.維持すべきである  2.改憲し、憲法で制限を明記すべきである

3.改憲し、憲法で権利をより強調すべきである

4.改憲し、プライバシー権を創設してその中に統合すべきである

5.その他（ ）

6.分からない

Q13, 盗聴法（通信傍受法）の今後について、どうすれば良いと思いますか。

1.盗聴（通信傍受）を拡大すべきである 2.改正前の内容に戻すべきである

3.改正前よりさらに盗聴（通信傍受）の制限を厳しくするべきである 4.今のままでよい

5.廃止すべきである  6.その他（ ）

7.分からない

Q14, 問13で、1と回答された方のみお聞きします。盗聴（通信傍受）をどのように拡大すべきか、

23.現在規制外の、携帯電話・スマートフォンなどの位置情報取得を規制する

24.警察以外に盗聴（通信傍受）の権限を移す

25.その他（ ）

26.分からない

Q 1 6, 2022[令和 4]年 5 月 31 日、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の開催が閣議決定

され、現在は第 15 回まで行われています。

協議会の進行についてお聞かせください。

1.速やかに結論を出すべきである  2.時間を掛けて議論すべきである

3.協議会の仕組みを見直すべきである  4.その他（ ）

5.分からない

Q 1 7, 「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」構成員は 10 人です。この規模は適正でしょうか。それとも、不適正でしょうか。

1.適正な人数である  2.より人数を増やすべきである

3.より人数を減らすべきである  4.その他（ ）

5.分からない

Q 1 8, 「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」構成員の内訳は、新聞記者 1 人、弁護士 2 人、大学教授 2 人、法務省 1 人、警察庁 1 人、裁判官 2 人、検察庁 1 人です。この内訳は適正でしょうか、それとも、不適正でしょうか。

1.適正である  2.不適正であり、他に必要な構成員を追加すべきである（例：冤罪被害

当事者など複数の一般有識者を構成員として、運用状況等を検証することが望まれる）

3.不適正であり、不要な構成員を外すべきである（例： ）

4.その他（ ）  5.分からない

Q 1 9, 2012[平成 24]年 7 月 3 日に批准した「サイバー犯罪に関する条約」第二十一条では、

「通信内容の傍受」について、「必要な立法その他の措置をとる」と定めています。これについては、

どう考えていますか。

1. 2016年の法改正で十分である
2. 2016年の法改正では不十分なので、さらなる法改正が必要である
3. 盗聴（通信傍受）を縮小または廃止し、批准はそのままにすべきである
4. 盗聴（通信傍受）を縮小または廃止し、盗聴法（通信傍受法）に関する条文では、批准を留保または破棄すべきである

5. その他（本条約の国会承認の際、日本共産党は承認そのものに反対しました。盗聴法は

廃止すべきです。）

6. 分からない

Q20、同じく、「サイバー犯罪に関する条約」第二十九条では、条約締結国は、コンピュータ・データの保全を他の締結国に要請することができ、「他の条約締結国から要請を受けた場合」「締結国は、要請に応ずるに当たり、双罰性をその保全を行うための条件として要求してはならない」と定めています。

要請国の法で要請可能な罪状ならば、相手国で罪にならない内容でも構わないというものですが、これについては、どう考えていますか。

1. 特に構わない
2. 要請国に合わせ、自国の法も改正するべきである

3. 法改正を行わず、盗聴法（通信傍受法）に関する条文では、批准を留保または破棄すべ

きである

4. その他（ )

5. 分からない

Q21、諸外国・地域による盗聴（通信傍受）について、どのように対処すべきとお考えですか。

（複数回答可）

1. 何もしない

2. システム暗号化など、セキュリティを強化する

3. 量子暗号など、防御技術の開発を進める

4. 対抗して盗聴（通信傍受）を行う

5. 盗聴（通信傍受）に関する教育を進める

6. 通信に関わる企業・団体へのチェック

を厳しくする

7. 外交問題として取り上げる

8. 当該国・地域との通信を遮断する

- 9.コンピュータ・電話によらない通信を利用する      10.逆に協力して情報を得る  
11.その他（

)

12.分からない

Q22, 元NSA (アメリカ国家安全保障局) 職員のエドワード=スノーデン氏は、NSAが日本を対象にした盗聴、諜報活動を行っていると言明しました。この言明は、信用できるとお考えでしょうか。

それとも、信用できないとお考えでしょうか。

1.信用できる      2.信用できない

3.どちらともいえない      4.分からない

Q23, 仮に、諸外国・地域の諜報機関や関連団体が、盗聴 (通信傍受) の協力をもちかへてきた場合、どのように対応すべきと考えますか。

1.応じる      2.状況によっては応じる

3.応じない      4.その他 (      )

5.分からない

Q24, 衆議院議員総選挙において、盗聴法 (通信傍受法) をどの程度争点にするつもりですか

(立候補の予定がない場合は、争点にすべきと思いますかと読み替えてください)。

1.最大の争点にする      2.重要な争点の一つにする

3.争点の一つにするが、重要ではない      4.争点にするつもりはない

5.その他 (      )      6.分からない

Q25, その他、盗聴法 (通信傍受法) への見解について、これまでのご回答の補足も含め、自由にお書き下さい。2022年の参議院議員通常選挙以降、見解の変化などがあれば、

併せてお願いします。

(800字以内)

盗聴法について、わが党の見解の変化はありません。明白な憲法違反であり、廃止すべきと考えます。

盗聴の本質は、犯罪に無関係の通信をも根こそぎつかむ盗み聞きであり、憲法 35 条の令状主義、31 条の適正手続きの保障を侵害する、明白な憲法違反です。盗聴拡大により、盗聴対象は窃盗、詐欺、恐喝、逮捕監禁、傷害等の一般刑法犯を含む極めて広範囲に拡大しました。このことは、広く一般市民が盗聴の対象となる危険があります。さらに、通信事業者の立ち会い義務を外すことにより、警察署内で第三者の監視もなく盗聴が可能になります。こうして得た情報は、共謀罪の捜査を含め、あらゆる警察活動に利用され、国民監視の社会に変質させる危険があります。この「盗聴の自由化」というべき拡大は、携帯電話、メール、SNS 等をも対象とし、広く国民のプライバシーを侵害し、憲法 21 条 2 項通信の秘密、13 条プライバシーの権利を著しく侵害する違憲立法に他なりません。盗聴法は廃止するしかありません。